



い犬の適正飼養 についてのお願い

～ マナーを守って適正に飼いましょう ～



トイレは自宅で済ませましょう！

犬のトイレは家の中で済ませるよう にしつけましょう。

外でトイレをしてしまった時には、飼い主が責任をもって、

フンは持ち帰り、尿にはたっぷり水をかけましょう。

(散歩の時は、「ビニール袋・ティッシュ・水」を用意しましょう。)

犬のフン放置は、『きれいなちがさき条例』違反により2万円以下の罰金の対象となります。



きちんと犬のしつけをしましょう！

犬の鳴き声で近隣に迷惑をかけていませんか。

犬が不必要に鳴かないよう、しつけをしましょう。

また、「おすわり、伏せ、待て」などのしつけは、災害時等、いざという時にも役立ちます。



犬の登録をし、毎年狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法で、飼い主は市町村に犬の登録をすることが義務付けられています。

また、年に1回、犬に狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。



犬には鑑札や注射済票を着けましょう！

犬には鑑札(※)と注射済票を装着しなければなりません。

また、迷子になったときのために、飼い主の情報を記載した迷子札をつけるのも有効です。

※マイクロチップ装着かつ環境省指定登録機関に登録されている犬の場合は、

鑑札の装着は不要です。



犬にはしっかりリードをつけましょう！

散歩のときは必ずリードや鎖をつけ、犬を制御できる人が連れていきましょう。

人のそばを通るときや犬をつなぐときは、人との距離に注意しましょう。

公共の場所でのノーリードは禁止されています。

【お問い合わせ先】

茅ヶ崎市保健所 衛生課 環境衛生担当

電話 0467-38-3317 (直通)